

答申第 610 号

平成 28 年 1 月 22 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

神奈川県情報公開審査会  
会 長 西 谷 剛

行政文書公開請求拒否処分に関する異議申立てについて（答申）

平成 26 年 12 月 15 日付けで諮問された監察医務における中毒者・自殺者にかかる各種データ等不存在の件（その 2）（諮問第 684 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関が、監察医務における中毒者・自殺者にかかる各種データ等は不  
存在であるとして、公開を拒んだことは、妥当である。

## 2 異議申立てに至る経過

- (1) 異議申立人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の  
規定に基づき、平成26年10月5日付けで、神奈川県知事（以下「知事」とい  
う。）に対して、①監察医務における、中毒死者・自殺者の血中の薬物を検  
出したデータ、薬物血中濃度、血液検査のデータ、②監察医務における、心  
臓疾患や肺炎といった身体疾患による死亡者のうち薬物中毒者のデータ、検  
出された医薬品のデータ、③その他、薬物で死亡した者の監察医務結果全て  
（以下「本件対象文書」と総称する。）について、行政文書の公開請求（以  
下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、知事は、平成26年10月8日付けで、本件対象文書は存在  
しないとして、公開を拒む決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 異議申立人は、平成26年12月8日付けで、知事に対し、行政不服審査法第  
4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるという趣旨の異議申立てを  
行った。

## 3 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

- (1) 監察医は、知事又は神奈川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）  
の一機関として実施機関に含まれる。神奈川県保健福祉局保健医療部医療課  
（以下「医療課」という。）の職員が知事部局に含まれることと同様である。
- (2) 神奈川県監察医委員会が知事部局に置かれていること、また、神奈川県議  
会議員の発言等から、実施機関は、本件対象文書を作成又は取得していると  
当然に考えられる。
- (3) 本件対象文書に関する情報の検索が不十分であるか、または、当該情報を  
情報公開の適用外であると判断することが不当である。また、解釈上の不存  
在であると判断することは不当・違法である。

- (4) 監察医が保管する文書についても、行政文書として情報公開請求の対象とするべきである。
- (5) 監察医制度が現存する東京 23 区・大阪市・名古屋市・横浜市・神戸市のうち、東京都と兵庫県は監察医務記録を予め公開しており、大阪府も情報公開請求によらず問い合わせれば情報提供をしていることから、神奈川県にも本件対象文書が存在すると当然に考えられる。
- (6) 本件請求に関しては、知事が警察本部長に事案を移送した。移送した事案について警察本部長が行った行政文書公開拒否決定処分に対する審査請求にかかる非公開等理由説明書で、本県の監察医制度は医療課で所管していると主張している。

#### 4 実施機関（医療課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件処分を行った理由は、次のとおりである。

##### (1) 監察医について

本県の監察医は、死体解剖を行うことのできる医師のうちから知事が委嘱しており、監察医業務は、個人及び大学医学部等の事業の一環として行われている。

監察医は、条例第 3 条第 2 項に掲げられたいずれの機関にも属さず、また、本県が一定の指導を行うことはあるとしても、職務上の指揮監督権を有していないため、実施機関に該当しない。

なお、監察医については、平成 27 年 4 月以降、委嘱をしていない。

##### (2) 本件対象文書について

監察医の業務に関する記録については、平成 13 年 4 月 1 日から、「神奈川県監察医に関する要綱」（以下「要綱」という。）及び「神奈川県監察医が提出する報告書及び記録に関する基準」（以下「基準」という。）を定めて運用している。

要綱第 6（5）では、監察医の遵守する事項として、基準で定められた業務実施に関する記録（以下「記録」という。）を作成保管し、知事が必要と認めるときは、その提出に応じることとしている。

条例第 3 条第 1 項において、行政文書とは、実施機関の職員がその分掌す

る事務に関して職務上作成し、又は取得した文書及び電磁的記録であって、当該実施機関で管理されているものをいうとされている。よって、記録は監察医が作成保管する状況においては、行政文書に該当せず、要綱に基づいて実施機関に提出された時点において、初めて行政文書となる。

要綱を定めた平成 13 年 4 月 1 日から現在にいたるまで、知事は監察医に対し、記録の提出を求めた事実はなく、本件対象文書は存在しない。

なお、平成 13 年 4 月 1 日以前の記録についても不存在であり、作成又は取得したかについて確認することはできなかった。

## 5 審査会の判断理由

### (1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、部会において異議申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて、次のとおり判断する。

### (2) 本件対象文書について

ア 知事は、基準において、監察医に対して毎年度の四半期ごとの業務の実施状況について、その四半期が終了した翌月の10日までに、検案及び解剖の件数や費用負担区分ごとの内訳件数についての報告書（以下「報告書」という。）の提出を求めており、報告書については実施機関において取得していると認められる。

イ 一方、要綱第6（5）においては、監察医の遵守する事項として、記録を作成保管し、知事が必要と認めたときは、その提出に応じることとしている。この記録の一部が、本件対象文書に相当すると考えられる。

ウ 条例第3条第1項本文は、行政文書とは、「実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員を含む。）がその分掌する事務に関して職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関において管理しているものをいう。」と規定している。

エ 監察医が記録を作成保管する状況においては、当該記録は、行政文書管理規則等の定めるところにより公的に支配され、職員が組織的に利用可能な状態に置かれているとはいえず、「実施機関において管理しているもの」には当たらない。したがって、監察医が作成保管している記録については、行政文書とは認められない。

オ 実施機関が、要綱を定めた平成 13 年 4 月 1 日から現在に至るまで、知事が監察医に対し記録の提出を求めた事実はなく、取得した記録は存在しないと説明していることに不自然な点は見当たらない。

カ また、平成 13 年 4 月 1 日以前の記録について、実施機関は、不存在であり、作成又は取得したかについて確認することはできなかったとしている。

仮に作成又は取得されていた場合に、当該記録が保存されるべき文書ファイルの保存期間について確認したところ、神奈川県行政文書管理規程に基づき、3 年と定めていることが認められるため、既に保存期間を満了しており、実施機関が当該記録についても不存在であると説明していることに不自然な点は見当たらない。

キ したがって、実施機関の本件対象文書は不存在であるとの説明に、不合理な点は認められない。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

## 別紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 26 年 12 月 15 日	○ 諮問
12 月 18 日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
平成 27 年 1 月 7 日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
1 月 9 日	○ 異議申立人に非公開等理由説明書を送付
1 月 27 日	○ 異議申立人から非公開等理由説明書に対する 意見書を受理
8 月 17 日 (第 143 回部会)	○ 審議
9 月 7 日 (第 144 回部会)	○ 審議
10 月 5 日 (第 145 回部会)	○ 実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取 ○ 異議申立人から意見を聴取
11 月 6 日 (第 146 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
相 川 忠 夫	関東学院大学大学院教授	
市 川 統 子	弁護士（横浜弁護士会）	
入 江 直 子	神 奈 川 大 学 教 授	
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	部 会 員
交 告 尚 史	東 京 大 学 大 学 院 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
遠 矢 登	弁護士（横浜弁護士会）	部 会 員
西 谷 剛	元國學院大学法科大学院教授	会 長

(平成 28 年 1 月 22 日現在) (五十音順)